

不動産情報



買主Xは、昭和48年2月、土地付建物を売主業者Yから購入したが、平成5年12月頃本件宅地の売却を考え、媒介業者に調査させたところ、平成6年2月ないし3月頃、本件宅地の一部には昭和47年10月、市から回転広場として道路位置指定がなされていたことが判明した。これにより、本件宅地上の建物を改築等するに当っては、床面積を大幅に縮小せざるを得ないことになり、Xは宅地の購入時、Yからこの事実を知らされていな

し平成7年2月、Yに
対し瑕疵担保責任に基づく損害賠償
として、約1250万円の支払いを求めて提
訴した。

これに対しても、
売買契約上の権利義務
自体が一般の消滅時
効により消滅するの
に、瑕疵担保責任がそ
れ以上に存続すると解
するのは誤りである等
して、X損害賠償請求
権は、民法167条1項の10年の消滅時効に
かかると主張した。

第一審(浦和地検平
成9年4月)は、Xの
請求を斥け、控訴審

る権利の消滅は、買主に瑕疵を発見する義務負わせるに等しく、「公平ではない」とXの要求を一部認容した。

第1回 「瑕疵担保責任と損害賠償請求権の消滅時効」について

この「コーナー」では毎回、国土交通省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例をピックアップしてご紹介します。

Q 質問

退去者が、出たのです
が、部屋を点検したところ傷や穴が見つかりました。この借主は数か月しか住んでいないため、経年劣化とは思えません。

そこで原状回復費用を請求したのですが、「退去時に立会つてないので受け入れられない」と言われて困っています。大家だけの部屋確認では請求は無理でしようか。

結論から申し上げますと、退去時の立会いをしていないことで、原状回復費用が請求できなくなるわけではありません。というのも、退去時の立会いはトラブル予防の観点から、借主に物件の現況を確認してもらっているだけだからです。つまり、退去時の立会いは、物件の現況を証明するための手間を省く（物件の現況がどうかについて貸主・借主間に争いのないよう）で

をしていなければ原状回復費用が請求できなくなる性質のものではない（原状回復費用を支給するための要件ではない）のです。

時にそこまで一気にやつた方が業務処理上スムーズであるというだけです。借主が現場で費用負担額について納得しないケースもありますが、その場合も単に「費用負担額について借主が納得していない」というだけであって、工事費用を借主に請求できなくなるわけではありません。

したがって、退去時の立会いをしていないからといって、原状回復費用が請求できなくなるわけではありません。ただし、退去時の立会いをしていない以上、

がどうだつたか」については双方の認識に食い違いが出る可能性があります。そこで、様々な角度から多数の写真を撮影し、借主退去時の物件状況を立証できるようにしておく必要がありますが、この場合、退去時の立会いが行われた場合と比較して手間はかかります。

また、当然ながら借主に請求できる費用はあくまで原状回復費用に過ぎず、リノベーション費用までは請求できません。請求項目が、原状回復費用として適正である必要がありままでのご注意ください。

今回のテーマ

退去後に発生した問題

賃貸経営で起こる難題

「素朴な質問」に専門家が答えます

法律・法令

vol.1

解説／青木龍一
南青山法律事務所代表。原状回復トラブルや家賃滞納問題など、賃貸管理・不動産を専門とし、これまで多くの事例を解決している。

資料提供/賃貸Life